

第 号
令和 年 月 日

殿

大淀町長 辻 本 眞 宏

不良住宅等不認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大淀町老朽危険空家等除却事業に係る不良住宅等の認定申請については、審査の結果、大淀町老朽危険空家等除却事業補助金交付要綱第5条第3項に掲げる要件を満たしていないことから、認定を行うことはできませんでしたので、その旨を通知します。

不良住宅等の所在地 大淀町大字 _____

※（教示）

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大淀町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内）に、大淀町（代表者 大淀町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。